

平成十四年内閣府・法務省・財務省令第一号

特別振替機関の監督に関する命令  
社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、特別振替機関の監督に関する命令を次のように定める。

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 特別振替機関(第一条の二・第四十三条)
- 第三章 雑則(第四十四条・第四十五条)
- 附則

第一章 総則

(定義)

**第一条** この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 社債等 (社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「法」とい

う。)第二条第一項に規定する社債等をいう。)

二 振替機関 法第二条第二項に規定する振替機関をいう。

三 特別振替機関 振替機関のうちその業務規程において国債を取り扱うこととしているものをいう。

四 加入者 法第二条第三項に規定する加入者をいう。

五 口座管理機関 法第二条第四項に規定する口座管理機関をいう。

六 振替業 法第三条第一項に規定する振替業をいう。

七 業務規程 法第三条第一項第五号に規定する業務規程をいう。

八 機関口座 法第十二条第二項に規定する機関口座をいう。

九 特定合併 法第二十五条第一項に規定する特定合併をいう。

十 特定合併後の振替機関 法第二十五条第二項に規定する特定合併後の振替機関をいう。

十一 新設分割 法第二十七条第一項に規定する新設分割をいう。

十二 設立会社 法第二十七条第二項に規定する設立会社をいう。

十三 吸収分割 法第二十九条第一項に規定する吸収分割をいう。

十四 承継会社 法第二十九条第二項に規定する承継会社をいう。

十五 事業譲渡 法第三十条第一項に規定する事業譲渡をいう。

十六 讓受会社 法第三十一条第二項に規定する譲受会社をいう。

十七 加入者集会 法第三十三条に規定する加入者集会をいう。

十八 短期社債 法第六十六条第一号に規定する短期社債をいう。

第2章 特別振替機関

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者(指定の申請等))

**第一条の二** 法第三条第一項第四号イに規定する主務省令で定めるものは、精神の機能の障害のたため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができない者(指定の申請等)。

**第二条** 法第三条第一項の指定を受けようとする者は、その業務規程において国債を取り扱うことと提出する指定申請書のうち内閣総理大臣に提出するものを、金融庁長官を経由して提出しなければならない。

2 法第四条第一項の指定申請書には、同項各号に掲げる事項のほか、振替業を開始する時期を記載するものとする。

3 法第四条第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 主要株主(総株主の議決権(株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成十七年法律第八十

六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次号、第二十四条第一号及び第二十七条を除き、以下同じ。)の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。以下同じ。)の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 親法人(特別振替機関の総株主の議決権(前号に規定する議決権をいう。)の過半数を保有している法人その他の団体をいう。以下同じ。)及び子法人(特別振替機関が総株主、総社員又は総出資者の議決権(株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の過半数を保有している法人その他の団体をいう。以下同じ。)の概要を記載した書面

三 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役。以下この項及び第二十条から第二十三条までにおいて同じ。)の住民票の抄本又はこれに代わる書面

三の二 取締役及び監査役の旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。)及び名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて法第四条第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該取締役及び監査役の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

四 取締役及び監査役の履歴書(住民票の抄本又はこれに代わる書面(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面))及び履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書)及び履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書)及び履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書)

五 会計参与設置会社にあっては、会計参与の住民票の抄本又はこれに代わる書面(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書)及び履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書)及び履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書)

六 取締役(指名委員会等設置会社にあっては、執行役)の担当業務を記載した書面

七 振替業に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用人の配置の状況を記載した書面

八 特別振替機関の事務の機構及び分掌を記載した書面

九 その他参考となるべき事項を記載した書類

第十条 法第四条第三項に規定する主務省令で定めるものは、電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

(減資の認可申請)

第4条 特別振替機関は、法第六条第一項の規定により資本金の額の減少について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 減資前の資本金の額

二 減資後の資本金の額

三 減資予定年月日

四 減資の内容

前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 資本金の額の減少の方法を記載した書面

三 株主総会の議事録又は取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

四 最終の貸借対照表

## (増資の届出)

**第五条** 特別振替機関は、法第六条第二項の規定により資本金の額の増加について届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に届け出るものとする。

- 一 増資前の資本金の額
- 二 增資後の資本金の額
- 三 増資予定年月日
- 四 増資の内容

2 前項の届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 資本金の額の増加の方法を記載した書面
- 二 株主総会の議事録又は取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
- 三 (兼業の承認申請)

**第六条** 兼業の承認を受けようとする業務（以下この条において「兼業業務」という。）の開始予定期限年月日

- 一 兼業の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類
- 二 兼業業務の開始予定期限年月日
- 三 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 兼業業務の内容及び方法を記載した書類
- 二 兼業業務を所掌する組織及び人員配置を記載した書類
- 三 兼業業務の運営に関する規則
- 四 兼業業務の開始後三年間における当該業務の収支の見込みを記載した書類

## (兼業業務の廃止の届出)

**第七条** 特別振替機関は、法第九条第二項の規定により同条第一項ただし書の承認を受けた業務を廃止した旨の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に届け出るものとする。

- 一 廃止したその業務の内容
- 二 廃止した年月日
- 三 廃止の理由

## (業務の一部署委託の承認申請)

**第八条** 特別振替機関は、法第十条第一項の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 業務を委託する相手方（以下「受託者」という。）の商号又は名称及び住所又は所在地
- 二 委託する業務の内容及び範囲
- 三 委託の期間

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 理由書
- 二 業務の委託契約の内容を記載した書面
- 三 受託者が法第三条第一項第三号に掲げるものと同様の要件に該当する旨を誓約する書面
- 四 員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役とする以下の旨を誓約する書面
- 五 受託者の登記事項証明書
- 六 委託する業務の実施方法を記載した書面
- 七 受託者の最近三年の各年度における事業報告、貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）及び損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）又はこれらに代わる書面

## 九 受託者の取締役及び監査役の氏名を記載した書面

十 受託者の取締役及び監査役の住民票の原本又はこれに代わる書面

十一 受託者の取締役及び監査役の履歴書

十二 受託者が会計参与設置会社である場合において、前号に掲げる書類が当該取締役及び監査役の旧氏及び新氏に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該取締役及び監査役の旧氏及び新氏に記載したものでないときは、当該旧氏及び新氏を証する書面

十三 受託者が会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面（住民票の原本又はこれに代わる書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面））及び履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）

十四 受託者の会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて前号に掲げる書類に記載した場合において、同号に掲げる書類が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

十五 受託者の取締役及び監査役の登記事項証明書

十六 受託者が会計参与設置会社である場合において、前号に掲げる書類が当該会計参与の旧氏及び新氏に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該会計参与の旧氏及び新氏に記載したものでないときは、当該旧氏及び新氏を証する書面

十七 受託者の取締役及び監査役の登記事項証明書

十八 受託者の取締役及び監査役の登記事項証明書

十九 受託者の取締役及び監査役の登記事項証明書

二十 受託者の取締役及び監査役の登記事項証明書

二十一 受託者の取締役及び監査役の登記事項証明書

二十二 受託者の取締役及び監査役の登記事項証明書

二十三 受託者の取締役及び監査役の登記事項証明書

二十四 受託者の取締役及び監査役の登記事項証明書

二十五 受託者の取締役及び監査役の登記事項証明書

二十六 受託者の取締役及び監査役の登記事項証明書

二十七 受託者の取締役及び監査役の登記事項証明書

二十八 受託者の取締役及び監査役の登記事項証明書

二十九 受託者の取締役及び監査役の登記事項証明書

三十 受託者の取締役及び監査役の登記事項証明書

三十一 受託者の取締役及び監査役の登記事項証明書

三十二 削除

三十 その他振替業に関する事項

三十三 削除

三十四 削除

三十五 削除

三十六 削除

三十七 削除

三十八 削除

三十九 削除

四十 削除

四十一 削除

四十二 削除

四十三 削除

四十四 削除

四十五 削除

四十六 削除

四十七 削除

四十八 削除

四十九 削除

五十 削除

五十一 削除

五十二 削除

五十三 削除

五十四 削除

五十五 削除

五十六 削除

五十七 削除

五十八 削除

五十九 削除

六十 削除

六十一 削除

六十二 削除

六十三 削除

六十四 削除

六十五 削除

六十六 削除

六十七 削除

六十八 削除

六十九 削除

七十 削除

七十一 削除

七十二 削除

七十三 削除

七十四 削除

七十五 削除

七十六 削除

七十七 削除

七十八 削除

七十九 削除

八十 削除

八十一 削除

八十二 削除

八十三 削除

八十四 削除

八十五 削除

八十六 削除

八十七 削除

八十八 削除

八十九 削除

九十 削除

九十一 削除

九十二 削除

九十三 削除

九十四 削除

九十五 削除

九十六 削除

九十七 削除

九十八 削除

九十九 削除

一百 削除

一百零一 削除

一百零二 削除

一百零三 削除

一百零四 削除

一百零五 削除

一百零六 削除

一百零七 削除

一百零八 削除

一百零九 削除

一百一十 削除

一百一十一 削除

一百一十二 削除

一百一十三 削除

一百一十四 削除

一百一十五 削除

一百一十六 削除

一百一十七 削除

一百一十八 削除

一百一十九 削除

一百二十 削除

一百二十一 削除

一百二十二 削除

一百二十三 削除

一百二十四 削除

一百二十五 削除

一百二十六 削除

一百二十七 削除

一百二十八 削除

一百二十九 削除

一百三十 削除

一百三十一 削除

一百三十二 削除

一百三十三 削除

一百三十四 削除

一百三十五 削除

一百三十六 削除

一百三十七 削除

一百三十八 削除

一百三十九 削除

一百四十 削除

一百四十一 削除

一百四十二 削除

一百四十三 削除

一百四十四 削除

一百四十五 削除

一百四十六 削除

一百四十七 削除

一百四十八 削除

一百四十九 削除

一百五十 削除

一百五十一 削除

一百五十二 削除

一百五十三 削除

一百五十四 削除

一百五十五 削除

一百五十六 削除

一百五十七 削除

一百五十八 削除

一百五十九 削除

一百六十 削除

一百六十一 削除

一百六十二 削除

一百六十三 削除

一百六十四 削除

一百六十五 削除

一百六十六 削除

一百六十七 削除

一百六十八 削除

一百六十九 削除

一百七十 削除

一百七十一 削除

一百七十二 削除

一百七十三 削除

一百七十四 削除

一百七十五 削除

一百七十六 削除

一百七十七 削除

一百七十八 削除

一百七十九 削除

一百八十 削除

一百八十一 削除

一百八十二 削除

一百八十三 削除

一百八十四 削除

一百八十五 削除

一百八十六 削除

一百八十七 削除

一百八十八 削除

一百八十九 削除

一百九十 削除

一百九十一 削除

一百九十二 削除

一百九十三 削除

一百九十四 削除

一百九十五 削除

一百九十六 削除

一百九十七 削除

一百九十八 削除

一百九十九 削除

一百二十 削除

一百二十一 削除

一百二十二 削除

一百二十三 削除

一百二十四 削除

一百二十五 削除

一百二十六 削除

一百二十七 削除

一百二十八 削除

一百二十九 削除

一百三十 削除

一百三十一 削除

一百三十二 削除

一百三十三 削除

一百三十四 削除

一百三十五 削除

一百三十六 削除

一百三十七 削除

一百三十八 削除

一百三十九 削除

一百四十 削除

一百四十一 削除

一百四十二 削除

一百四十三 削除

一百四十四 削除

一百四十五 削除

一百四十六 削除

一百四十七 削除

一百四十八 削除

一百四十九 削除

一百五十 削除

一百五十一 削除

一百五十二 削除

一百五十三 削除

一百五十四 削除

一百五十五 削除

一百五十六 削除

(口座の開設)

**第十二条** 法第十二条第一項又は法第四十四条第一項若しくは第二項の申出をしようとする者が第十条第五号又は第九号イの手続に際して特別振替機関又は口座管理機関に提出する書類は、金融庁長官が定めるものとする。

(帳簿書類等の作成及び保存)

**第十三条** 法第十五条の規定により特別振替機関が作成すべき帳簿書類その他の記録は、振替口座簿とする。

2 前項に規定する振替口座簿は、作成後十年間これを保存するものとする。

(業務及び財産に関する報告書の提出)

**第十四条** 法第十六条第一項の規定による特別振替機関が作成すべき業務及び財産に関する報告書は、会社法第四百三十五条第二項に規定する計算書類及び事業報告とする。

2 前項の業務及び財産に関する報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 有形固定資産明細表

二 諸引当準備金明細表

三 その他諸勘定明細表

四 主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

3 第一項の業務及び財産に関する報告書は、事業年度経過後三月以内に金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出するものとする。

(定款又は業務規程の変更認可申請)

**第十五条** 特別振替機関は、法第十七条の規定による定款又は業務規程の変更（加入者保護信託に係る事項の変更を除く。）の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 変更の内容

二 変更予定年月日

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 定款又は業務規程の新旧対照表

三 株主総会の議事録（業務規程の変更の認可申請書にあつては、取締役会の議事録）その他必

要な手続があつたことを証する書面

四 その他参考となるべき書類

(定款又は業務規程の変更認可基準)

**第十六条** 金融庁長官、法務大臣及び財務大臣は、前条第一項の認可申請書を受理した場合において、定款又は業務規程の変更の内容が、法令に適合し、かつ、業務を適正かつ確実に運営するため十分であると認められるときは、これを認可するものとする。

(商号等の変更の届出)

**第十七条** 特別振替機関は、法第十八条第一項の規定により法第四条第一項第一号又は第三号から第五号までに掲げる事項の変更について届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に届け出るものとする。

一 変更の内容

二 変更年月日

2 前項の届出には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第四条第一項第一号又は第三号に掲げる事項の変更 同条第二項第三号に掲げる書類

二 法第四条第一項第四号に掲げる事項の変更

イ 法第四条第二項第一号に掲げる書類

ロ 取締役、執行役又は監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面

ハ 取締役、執行役又は監査役の旧氏及び名を当該取締役、執行役又は監査役の氏名に併せて前項第一号に掲げる事項を記載した書面に記載した場合において、口に掲げる書類が当該取締役、執行役又は監査役の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

二 取締役、執行役又は監査役の履歴書

ホ 取締役（指名委員会等設置会社にあっては、執行役）の担当業務を記載した書面

三 法第四条第一項第五号に掲げる事項の変更

イ 法第四条第二項第一号及び第三号に掲げる書類

四 会計参与の住民票の原本又はこれに代わる書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）及び履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）

ハ 会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて前項第一号に掲げる事項を記載した書面に記載した場合において、口に掲げる書類が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

(事故)

**第十八条** 法第十九条に規定する主務省令で定める事故は、次に掲げるものとする。

一 特別振替機関又は当該特別振替機関に係る口座管理機関の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役又は使用人（法第十条第一項の規定により業務の一部の委託を受けた受託者のこれらに相当する者を含む。次項第二号において同じ。）が法令又は当該特別振替機関の業務規程その他の規則に反する行為を行ったこと。

二 電子情報処理組織の故障その他の偶発的な事情により、振替業（口座管理機関として行うものを含む。）の全部又は一部を停止すること。

三 特別振替機関は、前項各号に掲げる事故があつたことを知つたときは、直ちに、次に掲げる事項を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に報告するものとする。

一 事故が発生した取締役、執行役又は財務大臣に報告するものとす。

二 事故を起こした取締役、執行役又は使用者の氏名又は名称及び役職名

三 事故の概要

（立入検査の証明書）

**第十九条** 法第二十条第二項の規定により特別振替機関の當業所に対し立入検査をする際に職員が携帯すべき証明書の様式は、金融庁の職員があつては金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）第一項に規定する様式によるものとし、法務省の職員があつては別紙様式一によるものとし、財務省の職員があつては別紙様式二によるものとする。

(特定合併の認可申請)

**第二十条** 特別振替機関は、法第二十五条第一項の規定による特定合併の認可を受けようするとときは、法第四条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した合併認可申請書を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出するものとする。

一 特定合併予定年月日

二 特定合併の方法

2 法第二十五条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一 理由書	二 特定合併の手続を記載した書面
三 新設分割の当事者の登記事項証明書	四 特定合併の当事者の会社法第七百八十三条第一項、第七百九十五条第一項及び第八百四条第一項の規定による株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
五 加入者集会の議事録	六 特定合併の当事者の貸借対照表及び損益計算書
七 特定合併後の振替機関が法第三条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面	八 特定合併後の振替機関の定款
九 特定合併後の振替機関の業務規程	十 特定合併後の振替機関の収支の見込みを記載した書類
十一 特定合併後の振替機関的主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面	十二 特定合併後の振替機関の親法人及び子法人の概要を記載した書面
十三 特定合併後の振替機関の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面	十四 特定合併後の振替機関の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面
十五 特定合併後の振替機関が会計参与設置会社である場合にあっては、特定合併後の振替機関の会計参与の住民票の抄本又はこれに代わる書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）及び履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）	十六 設立会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面
十六 特定合併後の振替機関の取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面	十七 設立会社における振替業に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用者の配置の状況を記載した書面
十七 特定合併後の振替機関における振替業に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用者の配置の状況を記載した書面	十八 設立会社の事務の機構及び分掌を記載した書面
十八 特定合併後の振替機関の事務の機構及び分掌を記載した書面	十九 その他参考となるべき事項を記載した書面
十九 その他参考となるべき事項を記載した書類	二十 法第二十五条第三項に規定する主務省令で定めるものは、第三条に定めるものとする。
二十 法第二十五条第三項に規定する主務省令で定めるものは、第三条に定めるものとする。	二 吸収分割の方法
二 吸收分割の方法	三 法第二十九条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。
三 新設分割の当事者の登記事項証明書	四 特別振替機関は、法第二十七条第一項の規定による新設分割の認可を受けようとするときは、同条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した新設分割認可申請書を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出するものとする。
一 理由書	一 新設分割予定年月日
二 新設分割の方法	二 吸收分割の方法
三 新設分割の当事者の登記事項証明書	三 法第二十九条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。
四 新設分割の当事者の会社法第八百四条第一項の規定による株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面	四 主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
五 承継会社の業務規程	五 加入者集会の議事録
六 承継会社の収支の見込みを記載した書類	六 吸收分割の当事者の会社法第七百八十二条第一項及び第七百九十五条第一項の規定による株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
七 承継会社の収支の見込みを記載した書類	七 吸收分割の当事者の貸借対照表及び損益計算書
八 承継会社の業務規程	八 承継会社が法第三条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面
九 承継会社の収支の見込みを記載した書類	九 承継会社の収支の見込みを記載した書類
十 承継会社の業務規程	十 設立会社の収支の見込みを記載した書類
十一 設立会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面	十一 設立会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面
十二 設立会社の親法人及び子法人の概要を記載した書面	十二 設立会社の親法人及び子法人の概要を記載した書面
十三 設立会社の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面	十三 設立会社の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面
十四 設立会社の取締役及び監査役の履歴書	十四 設立会社の取締役及び監査役の履歴書
十五 設立会社が会計参与設置会社である場合にあっては、設立会社の会計参与の住民票の抄本又はこれに代わる書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）及び履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）	十五 設立会社が会計参与設置会社である場合にあっては、設立会社の会計参与の住民票の抄本又はこれに代わる書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）及び履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）
十六 設立会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面	十六 設立会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面
十七 設立会社における振替業に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用者の配置の状況を記載した書面	十七 設立会社における振替業に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用者の配置の状況を記載した書面
十八 設立会社の事務の機構及び分掌を記載した書面	十八 設立会社の事務の機構及び分掌を記載した書面
十九 その他参考となるべき事項を記載した書面	十九 その他参考となるべき事項を記載した書面
二十 法第二十七条第三項に規定する主務省令で定めるものは、第三条に定めるものとする。	二十 法第二十七条第三項に規定する主務省令で定めるものは、第三条に定めるものとする。
二十一 特別振替機関は、法第二十七条第一項の規定による新設分割の認可を受けようとするときは、同条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した新設分割認可申請書を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出するものとする。	二十一 特別振替機関は、法第二十九条第一項の規定による吸収分割の認可を受けようとするときは、同条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した吸収分割認可申請書を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出するものとする。
二十二 特別振替機関は、法第二十九条第一項の規定による吸収分割の認可を受けようとするときは、同条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した吸収分割認可申請書を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出するものとする。	二十二 特別振替機関は、法第二十九条第一項の規定による吸収分割の認可を受けようとするときは、同条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した吸収分割認可申請書を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出するものとする。
二十三 吸收分割の手続を記載した書面	二十三 吸收分割の手続を記載した書面
二十四 吸收分割の当事者の登記事項証明書	二十四 吸收分割の当事者の登記事項証明書
二十五 吸收分割の当事者の会社法第七百八十二条第一項及び第七百九十五条第一項の規定による株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面	二十五 吸收分割の当事者の会社法第七百八十二条第一項及び第七百九十五条第一項の規定による株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
二十六 承継会社が法第三条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面	二十六 承継会社が法第三条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面
二十七 承継会社の業務規程	二十七 承継会社の業務規程
二十八 承継会社の収支の見込みを記載した書類	二十八 承継会社の収支の見込みを記載した書類
二十九 承継会社の業務規程	二十九 承継会社の業務規程
三十 承継会社の収支の見込みを記載した書類	三十 承継会社の収支の見込みを記載した書類

- 十一 承継会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

十二 承継会社の親法人及び子法人の概要を記載した書面

十三 承継会社の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面

十四 承継会社の取締役及び監査役の履歴書

十五 承継会社が会計参与設置会社である場合にあっては、承継会社の会計参与の住民票の抄本又はこれに代わる書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）及び履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）

十六 承継会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面

十七 承継会社における振替業に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用人の配置の状況を記載した書面

十八 承継会社の事務の機構及び分掌を記載した書面

十九 その他参考となるべき事項を記載した書類

二十 法第二十九条第三項に規定する主務省令で定めるものは、第三条に定めるものとする。  
（事業譲渡の認可申請）

二十一 第二十三条 特別振替機関は、法第三十一条第一項の規定による事業譲渡の認可を受けようとするときは、同条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した事業譲渡認可申請書を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出するものとする。

二十二 事業譲渡予定期日

二十三 事業譲渡の方法

二十四 事業譲渡の当事者の登記事項証明書

二十五 事業譲渡の当事者の会社法第四百六十七条第一項の規定による株主総会の議事録又は取締役会の議事録その他の必要な手続があつたことを証する書面

二十六 加入者集会の議事録

二十七 事業譲渡の当事者の貸借対照表及び損益計算書

二十八 譲受会社の定款

二十九 譲受会社の業務規程

三十 譲受会社の収支の見込みを記載した書類

三十一 譲受会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

三十二 譲受会社の親法人及び子法人の概要を記載した書面

三十三 譲受会社の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面

三十四 譲受会社の取締役及び監査役の旧氏及び名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて事業譲渡認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該取締役及び監査役の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

三十五 譲受会社の取締役及び監査役の氏名に併せて吸収分割認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該取締役及び監査役の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

- 十四 謙受会社の取締役及び監査役の履歴書

十五 謙受会社が会計参与設置会社である場合にあっては、謙受会社の会計参与の住民票の抄本又はこれに代わる書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）及び履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）

十五の二 謙受会社の会計参与の旧氏及び名を記載した書類が当該会計参与の旧氏及び名を記載した場合には、前号に掲げる書類が当該会計参与の氏名に併せて事業譲渡認可申請書に記載した場合には、前号に掲げる書類が当該会計参与の氏名に併せて事業譲渡認可申請書に記載した場合は、当該旧氏及び名を証する書面

十五の三 謙受会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面

十六 謙受会社における振替業に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用人の配置の状況を記載した書面

十七 謙受会社の事務の機構及び分掌を記載した書面

十八 その他参考となるべき事項を記載した書類

十九 法第三十一条第三項に規定する主務省令で定めるものとする。

〔招集通知に記載すべき事項〕

第二十四条 法第三十四条第二項に規定する書面をもつてする通知には、同条第四項及び法第三十条八条第二項の規定により記載すべき事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 加入者が保有する議決権の数及び議決権の总数

二 議案が法第二十六条に規定する加入者の承認に関するものである場合には、次に掲げる事項

イ 特定合併を必要とする理由

ロ 特定合併の合併契約の内容

ハ 特定合併の当事者の貸借対照表及び損益計算書の内容

三 議案が法第二十八条に規定する加入者の承認に関するものである場合には、次に掲げる事項

イ 新設分割の当事者の貸借対照表及び損益計算書の内容

ロ 新設分割の内容

ハ 新設分割の当事者の貸借対照表及び損益計算書の内容

四 議案が法第三十条に規定する加入者の承認に関するものである場合には、次に掲げる事項

イ 新設分割を必要とする理由

ロ 新設分割の分割計画の内容

ハ 吸收分割の当事者の貸借対照表及び損益計算書の内容

五 議案が法第三十二条に規定する加入者の承認に関するものである場合には、次に掲げる事項

イ 事業譲渡を必要とする理由

ロ 事業譲渡の譲渡契約の内容

ハ 事業譲渡の当事者の貸借対照表及び損益計算書の内容

六 その他参考となるべき事項

（電磁的方法による招集通知の発出）

第二十五条 特別振替機関は、法第三十四条第三項の規定により電磁的方法による通知を発出しようとするときは、あらかじめ、その加入者に対し、当該特別振替機関の用いる電磁的方法の種類及び内容として次に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一次に掲げる電磁的方法のうち、特別振替機関が使用するもの、

イ 特別振替機関の使用に係る電子計算機とその加入者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 特別振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じてその加入者の閲覧に供し、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ハ 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

- 二 ファイルへの記録の方式
- 2 前項第一号に掲げる方法は、同号の加入者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
  - 3 第一項の規定による承諾を得た特別振替機関は、その加入者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による招集の通知を受けない旨の申出があったときは、当該加入者に対し、招集の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該加入者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
  - 4 法第三十四条第三項に規定する主務省令で定める方法は、第一項第一号に掲げる方法とする。  
(電磁的方法による議決権の行使)
- 第二十七条** 法第三十六条第四項において読み替えて準用する会社法第三百二十二条第三項及び第四項並びに第三百十二条第一項に規定する主務省令で定める事項は、議決権を行使するための電磁的記録(以下「議決権行使記録」という)に加入者が議案に対する賛否を記録する欄とする。ただし、別に棄権の欄を提供することを妨げない。
- 2 前項の電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。
- 3 議決権行使記録には、第一項に規定する記録のない議決権行使記録の提供を受けたときは、議案に賛成、反対又は棄権のいずれかの意思表示があつたものとして取り扱う旨を記録することができる。
- 4 議決権行使記録には、議決権行使すべき加入者の氏名又は商号若しくは名称及び議決権の数を記録し、当該加入者が電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第二百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。第三十二条第一項において同じ。)をすることができる措置を執らなければならぬ。
- (電磁的方法による議決権の行使に係る再請求)
- 第二十八条** 特別振替機関は、法第三十六条第四項において読み替えて準用する会社法第三百二十二条の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、法第三十四条第三項の承諾をしなかつた加入者に対し、第二十五条第一項各号に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 2 前項の規定による承諾を得た特別振替機関は、前項の加入者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該加入者に対し、法第三十六条第四項において読み替えて準用する会社法第三百二十二条第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該加入者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- (電磁的方法による議決権の行使に係る特別振替機関の承諾)
- 第二十九条** 加入者は、法第三十六条第四項において読み替えて準用する会社法第三百二十二条第一項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、特別振替機関に対し、第二十五条第一項各号に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 2 前項の規定による承諾を得た加入者は、前項の特別振替機関から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該特別振替機関に対し、法第三十六条第四項において読み替えて準用する会社法第三百二十二条第一項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特別振替機関が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 3 法第三十六条第四項において読み替えて準用する会社法第三百二十二条第一項に規定する主務省令で定める時は、加入者集会の日時の直前の事業時間の終了時(特定の時(加入者集会の日時以

前の時であつて、法第三十四条第二項の通知の時から一週間を経過したとき以後の時に限る。)をもつて電磁的方法(会社法第二条第三十四条に規定する電磁的方法をいう。)による議決権の行使を期限とする旨を定めるときは、その特定の時)とする。

**第三十条** 法第三十六条第四項において読み替えて準用する会社法第三百二十二条第五項に規定する主務省令で定める方法は、電磁的記録(第二十七条第二項に規定する電磁的記録をいう。)に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

**第三十一条** 加入者又はその代理人は、法第二十九条において読み替えて準用する会社法第三百三十条第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、特別振替機関に対し、第二十五条第一項各号に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

**第三十二条** 法第三十九条において読み替えて準用する会社法第七百三十二条第一項の規定による議事録の作成については、第二十五条第一項第一号ハに掲げる情報を記録したものとし、電子署名をすることができる措置をとらなければならない。

**第三十三条** 特別振替機関は、法第四十条の規定による認可を受けようとするときは、当該認可を受けるべき事項を記載した認可申請書を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 株主総会の議事録(会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面)

三 資産及び負債の内容を明らかにした書類

四 振替業の結了の方法を記載した書類

五 その他参考となるべき事項を記載した書類

**第三十四条** 特別振替機関であつた者又は一般承継人(以下「旧特別振替機関等」という。)は、法第四十二条第二項の規定により届出をしようとするときは、別表第一上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した書面に同表下欄に定める書類を添付し、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に届け出るものとする。

(振替業の結了の通知)

**第三十五条** 旧特別振替機関等は、法第四十二条の規定により振替業を結了したときは、遅滞なく、その旨を当該振替業に係る社債等の発行者に通知しなければならない。この場合において、当該通知には、当該旧特別振替機関等の振替口座簿の抄本を添付するものとする。

(振替業の結了の届出)

**第三十六条** 旧特別振替機関等は、法第四十二条の規定により振替業を結了したときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に届け出なければならない。この場合において、当該通知には、当該旧特別振替機関等の振替口座簿の抄本を添付するものとする。

2 前項の規定による承諾を得た加入者は、前項の特別振替機関から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該特別振替機関に対し、法第三十六条第四項において読み替えて準用する会社法第三百二十二条第一項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特別振替機関が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3 法第三十六条第四項において読み替えて準用する会社法第三百二十二条第一項に規定する主務省令で定める時は、加入者集会の日時の直前の事業時間の終了時(特定の時(加入者集会の日時以

報に公示しなければならない。)



十八条において読み替えて適用する場合を含む。)若しくは法第四十条の認可又は法第九条第一項ただし書若しくは法第十条第一項(法第四十八条において適用する場合を含む。)の承認(一月)前項の期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- 一 当該申請を補正するための要する期間
- 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するための要する期間
- 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するための要する期間

**附 則**

(施行期日)  
(振替受入簿の保存)

**第一条** この命令は、平成十五年一月六日から施行する。

**第二条** 法附則第十一条の振替受入簿は、当該振替受入簿に記載され、又は記録された法附則第十一条及び法附則第二十九条第一項に規定する特例社債、法附則第十九条に規定する特例国債、法附則第二十七条第一項に規定する特例地方債、法附則第二十八条第一項に規定する特例投資法人債、法附則第三十条第一項に規定する特例特定社債、法附則第三十一条第一項に規定する特例特別法人債、法附則第三十六条第一項に規定する特例外債、法附則第五十条第一項に規定する特例新株予約権付社債並びに法附則第五十一条第一項に規定する特例転換社債の償還請求権又は償還額の支払請求権(法附則第三十二条第一項に規定する特例投資信託受益権、法附則第三十四条第一項に規定する特例貸付信託受益権、法附則第三十五条第一項に規定する特例特定目的信託受益権、法附則第三十七条第一項に規定する特例投資信託受益権、法附則第三十九条第一項に規定する特例貸付信託受益権及び法附則第四十条第一項に規定する特例特定目的信託受益権にあっては、償還請求権、解約請求権又は償還額若しくは解約額の支払請求権)が時効によって消滅する日の後一年間保存するものとする。

**第二条** 法附則第四十一条の振替受入簿は、当該振替受入簿に記載され、又は記録された法附則第四十一条に規定する特例受益権の受益債権が時効によって消滅する日の後一年間保存するものとする。

**附 則** (平成一四年一二月六日内閣府・法務省・財務省令第五号)

この命令は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一五年三月二八日内閣府・法務省・財務省令第一号)

この命令は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一五年五月二三日内閣府・法務省・財務省令第二号)

この命令は、平成十五年六月一日から施行する。

**附 則** (平成一六年九月八日内閣府・法務省・財務省令第二号)

(施行期日)

**第一条** この命令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るために、社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(次条第一項において「改正法」という。)の一部の施行の日(平成十六年十月一日)から施行する。

**第二条** 株式等の取引に係る決済の合理化を図るために、社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成十六年政令第二百六十六号)附則第三条に規定する内閣府令・法務省令・財務省令で定める電磁的方法は、特定振替機関(改正法附則第七条第一項前段に規定する特定振替機関をいう。)の使用に係る電子計算機と情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもののうち、当該特定振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて当

該情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であつて、インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用する方法とする。

前項に規定する方法は、情報の提供を受ける者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

**第二条** この命令は、平成十七年一月一日から施行する。

**附 則** (平成一七年二月一八日内閣府・法務省・財務省令第三号)

**第一条** この命令は、会社法の施行の日から施行する。

**附 則** (特別振替機関の監督に関する命令の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** この命令の施行の日前に終了した事業年度に係る第一条の規定による改正後の特別振替機関の監督に関する命令第十四条の業務及び財産に関する報告書については、なお従前の例によることとする。

**附 則** (平成一九年八月九日内閣府・法務省・財務省令第二号)

この命令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

**附 則** (平成二〇年七月四日内閣府・法務省・財務省令第二号)

この命令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るために、社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

**附 則** (平成二〇年一二月二二日内閣府・法務省・財務省令第四号)

この命令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るために、社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の施行の日(平成二十一年一月五日)から施行する。ただし、第一条中特別振替機関の監督に関する命令第八条第二項第六号の改正規定及び第二条の規定は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二二年一月二二日内閣府・法務省・財務省令第一号)

この命令は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十二年七月一日)から施行する。

**附 則** (平成二七年四月二八日内閣府・法務省・財務省令第一号)

この命令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年五月一日)から施行する。

**附 則** (令和元年六月二四日内閣府・法務省・財務省令第一号)

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

**附 則** (令和元年一月二一日内閣府・法務省・財務省令第二号)

この命令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために、関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和元年十一月十四日)から施行する。

**附 則** (令和二年一二月二三日内閣府・法務省・財務省令第二号)

この命令は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和五年一二月二七日内閣府・法務省・財務省令第三号)

この命令は、公布の日から施行する。

届出事項

記載事項

添付書類

別表第一(第三十四条関係)

第八条第一項第一号に掲げる事項又は同条第二項第二号若しくは第七号に掲げる書面の記載事項の変更	当該変更に係る事項を記載した書面
第八条第二項第六号に掲げる書類の変更	当該変更後の書類
業務規程に基づき規則を定めたとき	当該規則を記載した書面
業務規程に基づく規則を廃止したとき	一 当該廃止の旨を記載した書面 二 理由書
業務規程に基づく規則を変更したとき	当該変更に係る事項を記載した書面 理由書
新旧対照表	

